

京都府公報

〒602-8570 京都市上京区下立売通新町西入敷ノ内町
発行所 京 都 府
政 策 法 務 課
電 話 (075) 414-4037

〒602-8048 京都市上京区下立売通小川東入
印刷所 中 西 印 刷 株 式 会 社
電 話 (075) 441-3155

目 次

告 示	ページ		
○令和5年度8・9・11月及び3・4月自衛官の募集 (自治振興課)	451	○府営土地改良事業計画の変更 (丹後広域振興局)	455
○随意契約の相手方の決定 (健康対策課)	452	○林地開発行為に係る事業計画書の縦覧 (京都林務事務所、中丹広域振興局)	〃
○京都府森林整備補助金交付要綱の一部を改正する告示 (林業振興課)	453	○都市計画用途地域の変更に係る図書の写しの縦覧 (乙訓土木事務所)	457
○林道関係補助金交付要綱の一部を改正する告示 (森の保全推進課)	〃	○都市計画高度地区の変更に係る図書の写しの縦覧 (〃)	〃
○公共測量の実施 (用地課)	454	○都市計画防火地域及び準防火地域の変更に係る図書の写しの縦覧 (〃)	〃
○道路の区域変更 (山城北土木事務所)	〃	○都市計画法に基づく工事完了 (建築指導課)	〃
○住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律に基づく住宅確保要配慮者居住支援法人の変更 (住宅課)	〃		
		選挙管理委員会	
		○公職選挙事務執行規程の一部を改正する規程	458
		○当選の効力に関する審査の申立てに対する裁決	〃
		○選挙の効力に関する異議の申出に対する決定	464
		監 査 委 員	
		○監査結果の公表	466
公 告			
○大規模小売店舗立地法に基づく変更の届出 (山城広域振興局)	〃		
○土地改良区の定款変更の認可 (丹後広域振興局)	455		

告 示

京都府告示第357号

自衛隊法施行令(昭和29年政令第179号)第114条、第117条第1項及び第118条の規定による令和5年度8・9・11月及び3・4月自衛官(自衛官候補生)の応募資格、受付期間、試験期日、試験場等は、次のとおりである。

令和5年7月7日

京都府知事 西 脇 隆 俊

1 応募資格

採用予定月の1日現在において18歳以上33歳未満の日本国籍を有する者(ただし、32歳の者にあつては、採用予定月の末日現在、33歳に達していない者に限る。)で、自衛隊法(昭和29年法律第165号)第38条に定める欠格条項に該当しないもの

2 受付場所

- 自衛隊各駐屯地及び基地
- 次に掲げる場所

ア 自衛隊京都地方協力本部 京都市中京区西ノ京笠殿町38
(電話 (075) 803-0820)

URL <https://www.mod.go.jp/pco/kyoto/>

Email recruit1-kyoto@pco.mod.go.jp

- イ 京都募集案内所 京都市下京区烏丸通六条上る北町181（第5キョートビル1F）
（電話（075）361-5587）
- ウ 河原町募集案内所 京都市上京区河原町通丸太町下る伊勢屋町412（シエモア河原町1F）
（電話（075）221-3266）
- エ 福知山地域事務所 福知山市駅前町9（春風堂ビル1F）
（電話（0773）23-0416）
- オ 舞鶴地域事務所 舞鶴市余部下1190
（電話（0773）63-3272）
- カ 宇治地域事務所 宇治市広野町西裏71の5（S.C OKUBOビル202号室）
（電話（0774）44-7139）
- キ 亀岡募集案内所 亀岡市古世町西内坪34の26
（電話（0771）24-4170）
- ク 京丹後地域事務所 京丹後市大宮町周枳1975（ミックビル1F）
（電話（0772）64-2498）

3 試験科目

筆記試験（国語、数学、地理、歴史及び公民）、作文、適性検査、口述試験及び身体検査

4 試験期日・受付期間及び試験場

受付期間・試験期日及び試験会場 ※1

方式	受付期間※2	筆記試験期日	筆記試験会場	口述試験・ 身体検査期日	口述試験・身体検査会場
WEB方式	令和5年7月18日 （火）まで（必着）	令和5年7月24日 （月）・令和5年 7月25日（火）の いずれか1日	任意の場所	令和5年7月27日 （木）・令和5年 7月28日（金）・ 令和5年7月29日 （土）のいずれか 1日	陸上自衛隊宇治駐屯地 （宇治市五ヶ庄）
	令和5年8月16日 （水）まで（必着）	令和5年8月21日 （月）・令和5年 8月22日（火）の いずれか1日		令和5年8月26日 （土）	

※1 試験期日等は、状況により変更となる可能性があるため、詳細については自衛隊京都地方協力本部に問い合わせること。

※2 インターネット申込みの場合は、受付期間期日の午後5時まで（必着）

5 採用予定月

採用予定通知書により通知する。

6 問合せ先

自衛隊京都地方協力本部
京都市中京区西ノ京笠殿町38
（電話（075）803-0820）



京都府告示第358号

随意契約の相手方を次のとおり決定した。

令和5年7月7日

京都府知事 西 脇 隆 俊

1 購入物品の名称及び数量

抗インフルエンザウイルス薬（行政備蓄用ゾフルーザ29,400錠）

2 契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地
京都府健康福祉部健康対策課

京都市上京区下立売通新町西入藪ノ内町

3 契約日

令和5年6月8日

4 契約の相手方の名称及び住所

大阪市中央区道修町三丁目1番8号
塩野義製薬株式会社

- 5 契約金額
31,634,295円
- 6 契約の方法
随意契約
- 7 随意契約とした理由
地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第11条第1項第1号



京都府告示第359号

京都府森林整備補助金交付要綱の一部を改正する告示を次のように定める。

令和5年7月7日
京都府知事 西 脇 隆 俊

京都府森林整備補助金交付要綱の一部を改正する告示

京都府森林整備補助金交付要綱（平成14年京都府告示第643号）の一部を次のように改正する。

第6条第1項中「から」を「の初日から」に、「補助事業の完了後」を「同日から起算して」に改め、同条第2項中「翌年度」の右に「の初日」を加える。

別表森林環境保全整備事業の項中「間伐と」を「保育間伐又は間伐と」に、「実施後」を「完了年度の翌年度の初日から起算して」に改める。

附 則

この告示は、令和5年7月7日から施行し、この告示による改正後の京都府森林整備補助金交付要綱の規定は、令和5年度分の補助金から適用する。



京都府告示第360号

林道関係補助金交付要綱の一部を改正する告示を次のように定める。

令和5年7月7日
京都府知事 西 脇 隆 俊

林道関係補助金交付要綱の一部を改正する告示

林道関係補助金交付要綱（昭和36年京都府告示第904

号）の一部を次のように改正する。

別表1の(2)の項中

林道整備（舗装）	幹線林道	事業費の100分の55以内
	その他の林道	事業費の300分の115以内

を

林道整備（舗装）	幹線林道	事業費の100分の55以内
	その他の林道	事業費の300分の115以内
林道整備（機能回復）	事業費の100分の55以内	
林道整備（老朽化対策）	個別施設計画における健全度Ⅲ又はⅣの施設	事業費の100分の55以内
	その他の施設	事業費の100分の35以内
林道整備（施設集約化（撤去））	事業費の100分の35以内	

に改める。

別表2の(2)の項中「、舗装」を「、舗装、機能回復、老朽化対策、施設集約化（撤去）」に、

林道整備（舗装）	を
----------	---

林道整備（舗装）	に改める。
林道整備（機能回復）	
林道整備（老朽化対策）	
林道整備（施設集約化（撤去））	

別記第8号様式の別記10中

基幹道、基盤整備道、管理道、専用道、施業道別	を
基幹道 基盤整備道 管理道 専用道 施業道	

基幹道、基盤整備道、強靱化林道、管理道、専用道、施業道別	に改め、同様式の別記
基幹道 基盤整備道 強靱化林道 管理道 専用道 施業道	

11中「林業用施設、待避所、車回し等」を「待避所、車廻し、林業作業用施設」に改める。

附 則

この告示は、令和5年7月7日から施行し、令和5年度分の補助金から適用する。

京都府告示第361号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、次のとおり公共測量を実施する旨測量計画機関の長である舞鶴市長から通知があった。

令和5年7月7日

京都府知事 西 脇 隆 俊

- 1 測量の地域
舞鶴市字三浜
- 2 測量の期間
令和4年8月9日から令和5年8月31日まで
- 3 測量の種類
公共測量（3級基準点測量及び4級基準点測量）

京都府告示第362号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

なお、その関係図面は、次の縦覧場所において、令和5年7月7日から令和5年7月21日まで縦覧に供する。

令和5年7月7日

京都府知事 西 脇 隆 俊

- 1 道路の種類 府道
- 2 路 線 名 上狛城陽線
- 3 道路の区域

区 間	変更前後別	敷地の幅員	延 長
綴喜郡井手町大字井手小字野畑20の3から	前	最小 5.6 最大 8.2	233.6
	後	最小 10.5 最大 11.0	
綴喜郡井手町大字井手小字川久保7の2から	前	最小 7.6 最大 9.1	301.6
	後	最小 9.5 最大 10.5	

4 縦覧場所 京都府山城北土木事務所及び京都府建設交通部道路管理課

京都府告示第363号

住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律（平成19年法律第112号）第41条第2項の規定により、次のとおり住宅確保要配慮者居住支援法人から変更の届出があった。

令和5年7月7日

京都府知事 西 脇 隆 俊

住宅確保要配慮者居住支援法人の名称	住所	支援業務を行う事務所所在地	変更年月日
株式会社あかり	京都市左京区北白川東久保田町13の2	新 京都市左京区北白川東久保田町13の2	令 5. 7. 6
		旧 〃 北区紫竹東ヶ原30の1グリーンゲートブルズ1階	

公 告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定による変更の届出があったので、その届出書及び添付書類を次のとおり縦覧に供する。

なお、当該大規模小売店舗を設置している者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、縦覧期間満了の日までに、大規模小売店舗立地法施行細則（平成12年京都府規則第38号）第8条第1項に規定する書面を添えて、意見書を提出することができる。

令和5年7月7日

京都府知事 西 脇 隆 俊

1 届出事項の概要

- (1) 届出者の名称及び住所並びに代表者の氏名
関西文化学術研究都市センター株式会社
奈良市右京一丁目2番地
代表取締役 大森 直樹
- (2) 大規模小売店舗の名称及び所在地
サントウンプラザこすもす館
木津川市相楽台一丁目1番の1ほか
- (3) 変更の内容

変更した事	変更前	変更後	変更年月日	変更理由
大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名	イオンリテール株式会社 千葉県美浜区中瀬一丁目5番地の1 代表取締役 井出 武美 ほか57業者	イオンリテール株式会社 千葉県美浜区中瀬一丁目5番地の1 代表取締役 井出 武美 ほか60業者	令 4. 2. 4 ほか	小売業を行う者の名称、住所及び代表者の変更並びに退店及び出店のため

- 2 届出年月日
令和5年6月14日
- 3 縦覧場所
京都府山城広域振興局農林商工部農商工連携・推進課及び京都府商工労働観光部中小企業総合支援課
- 4 縦覧期間
令和5年7月7日から令和5年11月7日まで
- 5 意見書の提出先
京都府山城広域振興局農林商工部農商工連携・推進課



土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第2項の規定により、網野町字俵野土地改良区の定款の変更を令和5年6月27日認可した。

令和5年7月7日
京都府知事 西 脇 隆 俊



土地改良法（昭和24年法律第195号）第88条第1項の規定により府営土地改良事業（女布地区）計画を変更したので、次のとおり関係書類を縦覧に供する。

なお、当該土地改良事業計画の利害関係人で当該変更について異議のあるものは、縦覧期間満了後15日以内に書面で知事に審査請求することができる。

令和5年7月7日
京都府知事 西 脇 隆 俊

- 1 縦覧に供する書類の名称
変更後の府営土地改良事業（女布地区）計画書の写し
- 2 縦覧の期間
令和5年7月7日から令和5年7月27日まで
- 3 縦覧の場所

京都府丹後広域振興局農林商工部地域づくり振興課
なお、京丹後市役所（大宮庁舎）においても関係書類を閲覧することができる。



土地改良法（昭和24年法律第195号）第88条第1項の規定により府営土地改良事業（菅地区）計画を変更したので、次のとおり関係書類を縦覧に供する。

なお、当該土地改良事業計画の利害関係人で当該変更について異議のあるものは、縦覧期間満了後15日以内に書面で知事に審査請求することができる。

令和5年7月7日
京都府知事 西 脇 隆 俊

- 1 縦覧に供する書類の名称
変更後の府営土地改良事業（菅地区）計画書の写し
- 2 縦覧の期間
令和5年7月7日から令和5年7月27日まで
- 3 縦覧の場所
京都府丹後広域振興局農林商工部地域づくり振興課
なお、京丹後市役所（大宮庁舎）においても関係書類を閲覧することができる。



京都府林地開発行為の手続に関する条例（平成23年京都府条例第25号）第3条の規定により、林地開発行為に係る事業計画書の提出があったので、その写しを次のとおり縦覧に供する。

なお、事業計画書の内容について生活環境の保全の見地から意見を有する地域住民等は、意見書を知事に提出することができる。

令和5年7月7日
京都府知事 西 脇 隆 俊

- 1(1) 林地開発行為をしようとする者の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地
有限会社京北みどり園
代表取締役 野村 長生
京都市右京区京北西町迫ヶ谷22番地1
- (2) 林地開発行為の目的
建設残土処分
- (3) 林地開発行為をしようとする区域
京都市右京区京北西町迫ヶ谷22番地1 ほか25筆
(次の図のとおり)
- (4) 林地開発行為をしようとする区域の面積
11.3ヘクタール

- (5) 期間
令和5年12月18日から令和8年12月17日まで
- (6) 生活環境に影響が生じるおそれの有無
有
- (7) 生活環境に影響が生じるおそれの種類、おそれがある範囲及びおそれを減じるための措置

おそれの種類	おそれがある範囲	おそれを減じるための措置
交通量の増加	開発区域の出入口から府道中地・熊田線に至るまでの市道矢代宇津線(次の図のとおり)	京都市右京区京北浅江町地内の主要部に交通指導員を配置する。地元車両の通行を優先するとともに、運搬車両の通行速度を30km/h以下とし、安全の確保に努める。
道路の汚濁及び道路の路面損傷	〃	運搬車両が場内から退出する場合は、出口付近に設置したタイヤ洗い場で汚れを除去した後、市道への乗り入れを行う。 路面に通行障害をもたらすような損傷が生じた場合は、発生箇所の補修(部分舗装)を行う。
濁水の発生	開発区域から熊田川と合流するまでの明石川(次の図のとおり)	開発区域内の最下流部に設置した調整池(2箇所)で泥を沈下した後、場外に排水する。
河川水量の増加	〃	開発区域内の排水を調整池(2箇所)に集水し、流量調整をした後に場外に排水する。 また、調整池の容量を損なわないよう、堆積した土砂を定期的に除去する。
粉じんの発生	京都市右京区京北西町地内及び浅江町地内の一部に存する範囲(次の図のとおり)	開発区域内の周辺部に残置森林を配置し、周辺地域への粉じんの飛散を防止する。 開発区域内から発生した粉じんが地域の生活環境に影響を与えるときは、散水により粉じんの飛散を防止する。

- (8) 縦覧場所
ア 京都府京都林務事務所治山課
京都市上京区中立売通小川東入三丁町449

- イ 京都府農林水産部森の保全推進課
京都市上京区下立売通新町西入藪ノ内町
- ウ 京都市産業観光局農林振興室林業振興課
京都市中京区寺町通御池上る上本能寺前町488
- エ 有限会社京北みどり園
京都市右京区京北西町迫ヶ谷22番地1
- (9) 縦覧期間
令和5年7月7日(金)から令和5年8月7日(月)まで
- (10) 意見書の提出期間及び提出先
ア 提出期間
令和5年7月7日(金)から令和5年8月7日(月)まで
イ 提出先
〒602-0915 京都市上京区中立売通小川東入三丁町449
京都府京都林務事務所治山課
(「次の図」は、省略し、その図面を(8)の縦覧場所において縦覧に供する。)
- 2(1) 林地開発行為をしようとする者の氏名及び住所
青松 廣燮
舞鶴市字余部下1055番地
- (2) 林地開発行為の目的
土石の採掘(採石)
- (3) 林地開発行為をしようとする区域
舞鶴市字余部上小字奥山338番3ほか(次の図のとおり)
- (4) 林地開発行為をしようとする区域の面積
3.0ヘクタール
- (5) 期間
ア 林地開発行為を行う期間
令和5年12月10日から令和8年12月9日まで
イ 林地開発行為が土石の採掘である場合の全体の計画期間
平成13年12月10日から令和11年12月9日まで
- (6) 生活環境に影響が生じるおそれの有無
有
- (7) 生活環境に影響が生じるおそれの種類、おそれがある範囲及びおそれを減じるための措置

おそれの種類	おそれがある範囲	おそれを減じるための措置
周辺道路の汚れの発生	舞鶴市字余部上地内に存する国道27号(次の図のとおり)	出入口にタイヤ洗い場を設置する。 汚れが発生した場合には、散水車により清掃を行う。
交通量の増加	〃	通勤の時間を避けて出荷調整をする。 運搬車両の出入りにより交通量が増加するときには、出入口付近に交通整理員を配置する。

騒音の発生	開発区域中心から半径200m以内の範囲(次の図のとおり)	低騒音型の機械を使用する。 作業時間は、午前8時30分から午後5時までとする。
河川水量の増加	開発区域から下流河川へ至る経路(次の図のとおり)	場内に調整池を設置し、場内の雨水を調整池に集水し、流量を調整した後に場外に排水する。
土砂の流出及び濁水の発生	舞鶴市字余部上土地内の一部に存する範囲(次の図のとおり)	場内に沈砂池を設置し、場内排水を沈砂池に集水し、泥を沈下させた後に場外に排水する。 場内に防災小堤を設置し、土砂の流出を防止する。
土ぼこりの発生	開発区域中心から半径200m以内の範囲(次の図のとおり)	採掘が完了した法面から順次緑化を行う。 乾燥時期の作業時には、散水を行う。

(8) 縦覧場所

- ア 京都府中丹広域振興局農林商工部森づくり振興課
舞鶴市字浜2020番地
- イ 京都府農林水産部森の保全推進課
京都市上京区下立売通新町西入藪ノ内町
- ウ 舞鶴市産業振興部産業創造室農林水産振興課
舞鶴市字北吸1044番地
- エ 青松商店
舞鶴市字余部上338番地の3

(9) 縦覧期間

令和5年7月7日(金)から令和5年8月7日(月)まで

(10) 意見書の提出期間及び提出先

- ア 提出期間
令和5年7月7日(金)から令和5年8月7日(月)まで
- イ 提出先
〒625-0036 舞鶴市字浜2020番地
京都府中丹広域振興局農林商工部森づくり振興課

(「次の図」は、省略し、その図面を(8)の縦覧場所において縦覧に供する。)



長岡京市から京都都市計画用途地域の変更に係る図書の写しの送付を受けたので、都市計画法(昭和43年法律

第100号)第21条第2項において準用する同法第20条第2項の規定により、京都府乙訓土木事務所において縦覧に供する。

令和5年7月7日

京都府知事 西脇 隆俊



長岡京市から京都都市計画高度地区の変更に係る図書の写しの送付を受けたので、都市計画法(昭和43年法律第100号)第21条第2項において準用する同法第20条第2項の規定により、京都府乙訓土木事務所において縦覧に供する。

令和5年7月7日

京都府知事 西脇 隆俊



長岡京市から京都都市計画防火地域及び準防火地域の変更に係る図書の写しの送付を受けたので、都市計画法(昭和43年法律第100号)第21条第2項において準用する同法第20条第2項の規定により、京都府乙訓土木事務所において縦覧に供する。

令和5年7月7日

京都府知事 西脇 隆俊



都市計画法(昭和43年法律第100号)第29条第1項に関する工事が次のとおり完了した。

令和5年7月7日

京都府知事 西脇 隆俊

- 1 工事が完了した開発区域に含まれる地域
船井郡京丹波町須知居屋ノ下9の一部、10の1、12の1、13の1、14、15、16の1、17、17の1、18から20まで、21の一部、23、23の1、須知色紙田5の2、町有地

(関連区域)

船井郡京丹波町須知居屋ノ下12の3の一部、13の3の一部、16の7の一部、21の1の一部、22の1の一部、須知色紙田3の2の一部、3の3の一部、4の2の一部、5の3の一部、6の3の一部、6の4の一部、国

有地、町有地

- 2 開発許可を受けた者の住所及び名称
新潟市南区清水4501の1
株式会社コメリ

選 挙 管 理 委 員 会

公職選挙事務執行規程の一部を改正する規程をここに
公布する。

令和5年7月7日

京都府選挙管理委員会
委員長 坪 内 正 一

京都府選挙管理委員会規程第9号

公職選挙事務執行規程の一部を改正する規程

公職選挙事務執行規程（昭和40年京都府選挙管理委員
会規程第1号）の一部を次のように改正する。

別表1 医療法人一仁会脳神経リハビリ北大路病院の項
を削り、同表公益社団法人信和会介護医療院茶山のさとの
項の次に次のように加える。

医療法人清水会脳神経リハビ リ北大路病院	同 左京区一乗寺西水干 町25の2
-------------------------	----------------------

別表1 社会福祉法人恩賜財団京都府済生会京都済生会
病院の項の次に次のように加える。

一般財団法人長岡記念財団長 岡介護医療院	同 友岡4丁目18の1
-------------------------	-------------

別表3 社会福祉法人リガール暮らしの架け橋地域密着
型介護老人福祉施設きたおおじの項の次に次のように加
える。

株式会社チャーム・ケア・コ ーポレーション介護付有料老 人ホームチャームスイート京 都紫野	同 北区紫野十二坊町33 の2
--	--------------------

別表3 社会福祉法人京都悠仁福祉会特別養護老人ホ
ームヴィラ山科の項の次に次のように加える。

医療法人社団洛和会洛和ホ ムライフ山科東野	同 山科区東野北井ノ上 町11の2
--------------------------	----------------------

附 則

この規程は、公布の日から施行する。



京都府選挙管理委員会告示第43号

令和5年1月22日執行の亀岡市議会議員一般選挙にお
ける選挙の効力に関する審査の申立てについて、次のと
おり裁決した。

令和5年7月7日

京都府選挙管理委員会
委員長 坪 内 正 一

裁 決 書

審査申立人

上記審査申立人から令和5年2月28日付けで提起され
た令和5年1月22日執行の亀岡市議会議員一般選挙にお
ける選挙の効力に関する審査の申立てについて、当委員
会は次のとおり裁決する。

主 文

この審査の申立てを棄却する。

審査の申立ての要旨

審査申立人（以下「申立人」という。）は、令和5年
1月22日執行の亀岡市議会議員一般選挙（以下「本件選
挙」という。）の選挙の効力に関する異議の申出（以下「本
件申出」という。）について、亀岡市選挙管理委員会（以
下「市委員会」という。）が、令和5年2月21日付けで
申立人の本件申出を棄却する決定（以下「原決定」とい
う。）をしたので、これを不服とし、当委員会に対し、
原決定を取り消すとの裁決を求めるものである。

審査申立書、異議申出書、反論書及び口頭意見陳述に
基づき、その理由とするところを要約すれば、次のとお
りである。

- 1 本件選挙の開票作業においては、22時及び22時30分
の中間発表において全候補者の票数が横並びで発表さ
れていること、投票用紙の束を入れるかごの両側に候
補者名を示す名札を貼り付け、故意に観覧人から内容
物を隠していること、開票終了後の開票立会人による
得票の確認において、得票の並べ方が統一されておら
ず、開票立会人も近寄って確認していないこと等、複
数の不可解な部分があり、開票作業に疑義があること
もに、改善の必要がある。
- 2 開票作業に用いられた(株)ムサシ製の自書式投票用
紙読取分類機（以下「分類機」という。）に関連し、
保守のため派遣された同社の社員が事務従事者に交
じって投票用紙を扱っており、また、分類機下にノー
ト型パソコンが設置されており、外部からの不正操作
が疑われる等の不審な点があり、申立人の得票数が改

ざんされている。

- 3 新たに提出した開票作業を撮影した動画データには事務従事者の不正により申立人に係る概ね100票分の票束の抜き取りがあった様子が記録されている。このことは、本件選挙には、公職選挙法（昭和25年法律第100号。以下「法」という。）第205条第1項に規定する選挙の結果に異動を及ぼす虞がある票の改ざん行為があったことを示すものである。

裁決の理由

当委員会は、本件審査の申立てを受理し、市委員会に弁明書及び関係書類等の提出を求め、開票事務従事者、分類機製造業者及び市委員会に聴き取り調査を行うとともに、申立人に対しては反論書の提出を求め、口頭で意見を述べる機会を与え、慎重に審理を行った。

法第205条第1項の規定によれば、選挙の効力に関する審査の申立てがあった場合において、選挙の規定に違反することがあるときは、その規定違反が選挙の結果に異動を及ぼす虞がある場合に限り、選挙管理委員会は、その選挙を無効としなければならないとされる。

同項に規定する「選挙の規定に違反する」とは、「主として選挙管理の任にある機関が選挙の管理執行の手續に関する明文の規定に違反すること、又は直接そのような明文の規定がなくとも、選挙の管理執行の手續上、選挙法の基本理念たる選挙の自由公正の原則が著しく阻害されること」（昭和61年2月18日最高裁判所判決）と解されている。

また、「選挙の結果に異動を及ぼす虞がある場合」とは、「その違反がなかったならば、選挙の結果、すなわち候補者の当落に、現実が生じたところと異なった結果の生ずる可能性のある場合をいうものと解すべきである。」（昭和29年9月24日最高裁判所判決）とされている。

こうした観点から、当委員会が申立人の主張について審理した結果は次のとおりである。

1 当委員会が認定した事実等

- (1) 市委員会から提出された弁明書、関係書類及び市委員会への質問に対する回答によると、次の事実が認められる。

ア 開票は、令和5年1月22日20時55分からギャラリーアカメおかにおいて行われ、同日23時40分に終了した。なお、本件選挙では、法第79条第1項により開票事務は選挙会事務に併せて行われ、同条第3項により開票管理者、開票立会人はそれぞれ選挙長、選挙立会人（以下「立会人」という。）とされ、開票に関する次第は選挙録中に併せて記載された。

イ 本件選挙における立会人については、候補者32人のうち22人から届出があったため、法第76条により準用する法第62条第2項により、本件選挙の選挙長が実施したくじにより立会人9人を選出した。申立人が届け出た は、くじの結果落選したため、この9人の立会人には含まれない。な

お、開票会場には選出された立会人9人全員が参集した。

ウ 開票は、選挙長（市委員会委員長）、本部13人（総括（同事務局長）及び事務局（書記）を含む）、開披係（投票箱開披指定職員）19人、開票係15人、候補者分類係（分類機担当）10人、第1整理係6人、第2点検係9人、計算係17人、〔読取不能票〕候補者分類・点検係7人、第2整理係3人、疑問票整理係7人から構成された。このうち、開披係はその他の各係から選出された職員が兼務しており、開票事務従事者計87人の体制で実施された。また、開票係、候補者分類係及び第1整理係の職員は第2点検係を兼務し、開票作業の進捗状況により第2点検係の事務に従事した。

エ 開票に当たって各係には次のような役割が付与されていた。

（開披係）

- ・指定された投票所の車が到着すれば、投票箱及び投票箱の鍵を確認した上で、選挙長及び立会人の前で投票箱を開き、所定のケースに投票用紙を格納する。

（開票係）

- ・投票用紙が格納されたケースを開票台に運び、投票用紙の表裏・天地を揃えた上で、候補者分類係に渡す。開票作業開始直後は全職員がこの作業を行う。
- ・点字票があれば所定のかごに入れて事務局に回付する。

（候補者分類係（分類機担当））

- ・2台の分類機により、投票用紙を候補者ごとに分類する。
- ・1台の分類機につき、投票用紙を分類機にセットする者（1人）、分類機の37個のスタッカーに振り分けられた投票用紙を取り出し、向きを揃えて各候補者、白票、読取不能票の各ケース等に入れる者（2人）、各ケース等に入れられた票を、候補者名を記載したかごに入れて第1整理係へ送り、白票を疑問票整理係へ、読取不能票を〔読取不能票〕候補者分類・点検係へ回付する者（2人）の計5人を配置し、作業に当たる。

（第1整理係）

- ・候補者分類係から回付された候補者ごとの投票用紙を概ね100票単位で輪ゴムにより結束し、第2点検係手前の候補者名を記載したかごに入れる。

（第2点検係）

- ・2人1組になり、投票用紙の点検処理を行う。
- ・2人のうち1人は、第1整理係から回付された概ね100票単位で結束された投票用紙に他の候補者名を記載した混同票がないかを点検し、結束する。
- ・2人のうちもう1人は、再度混同票がないかを点検の上結束し、計算係手前の整理台へ回付する。
- ・2人ともが内容を確認し、問題がなかった票は計算係へ回付する。

- ・疑問票及び混同票があれば疑問票整理係に回付する。
- (計算係)
- ・2人1組になり、投票用紙の計算を行う。
- ・2人のうち1人は、第2点検係から回付された候補者ごとの投票用紙を、計数機を使用し100票単位で計数し、100票ちょうどであることを確認した上で、大型のクリップで留め、もう1人に手交する。
- ・2人のうちもう1人は、手交された100票ちょうどで束ねられた投票用紙を改めて計数機で計数し、誤りがないことを確認した上で、有効投票決定箋を付して輪ゴムにより結束し、第2整理係手前の候補者名を記載したかごに入れる。
- ・最終的に残った100票に満たない端数の有効票は、計数の上、結束し疑問票整理係に回付する。
- (〔読取不能票〕候補者分類・点検係)
- ・候補者分類係から回付された読取不能票を手作業により候補者別に分類し、正しく分類されているかを再度点検した上で、疑問票整理係に回付する。
- ・疑問票、無効票及び白票はそれぞれ所定の袋に入れ、疑問票整理係に回付する。
- (第2整理係)
- ・計算係における計算が終了した投票用紙の束を運び、候補者別に整理するとともに、「得票集計表」に記入し、速報に対処する。
- (疑問票整理係)
- ・候補者分類係(分類機担当)から回付された白票及び第2点検係、計算係、〔読取不能票〕候補者分類・点検係等の各係から回付された疑問票及び無効票(白票を含む)を整理し、疑問票については決定箋を添付し選挙長の決定を受け、有効票については係に設置された計数機により計算するとともに、無効票については無効事由別に分類・整理する。
- (所内速報兼記録係(本部のうち3人))
- ・事務局が作成する投票終了、開票速報及び開票終了の報告を報道機関に配布し、開票所内・外の掲示板に掲示する。中間速報は22時を第1回とし、その後は30分おきの発表を原則とする。
- ・開票事務に関する写真撮影や報道関係者への対応、その他各種記録の整理・調整を行う。
- オ 開票会場には、開票事務従事者の他に、点字投票を解説する者1名、分類機の保守に当たる者2名が滞在した。分類機の保守に当たった者は、いずれも、分類機の製造業者である(株)ムサシの社員である。
- カ 疑問票整理係から立会人及び開票管理者(選挙長)に疑問票及び無効票を回付した際に、立会人からの異議はなかった。
- キ 得票整理台が、開票管理者(選挙長)席及び立会人席の手前に設置されており、開票作業が一通り終了した際には、立会人は得票整理台に集積さ

れた票について接近し、すべての得票を確認可能である旨、市委員会から案内が行われた。

- ク 本件選挙の投票者数は35,623人であり、その内訳は男16,912人、女18,711人であった。
- ケ 本件選挙の投票総数は35,623票であり、そのうち有効投票が35,164票、無効投票が459票であった。
- コ 申立人の得票数は646票であり、最下位当選者である土岐新候補(得票数811票)とは165票差の次点であった。
- サ 申立人以外の31人の候補者の得票数の和は34,518票であり、按分による計算上切り捨てた票はなかった。
- シ 無効投票の内訳については、候補者でない者又は候補者となることができない者の氏名を記載したものが36票、候補者の氏名のほか他事を記載したものが1票、候補者の何人を記載したかを確認し難いものが38票、白紙投票が261票、単に雑事を記載したものが69票、単に記号符号を記載したものが54票であった。
- ス 上記ケ乃至シについては、選挙録に記載されており、選挙録には選挙長のほか、全ての立会人が選挙録の記載内容が真正であることを確認した上で署名が施されている。
- (2) 申立人の主張は、審査申立書、異議申出書、反論書及び口頭意見陳述に基づき要約すると、次のとおりである。
- ア 本件選挙における開票作業は順調に進んでいたにもかかわらず、22時、22時30分の開票中間速報においてそれぞれ全候補者の得票が0票、100票で並ぶのは極めて不自然である上、開票作業後半における申立人の得票数の伸びが他の候補者と比べて少ないため、疑義がある(申立理由1)。
- イ 得票を入れるかごの両側に候補者名を示す札をつけることは、観覧人からかごの内容物を見えづらくしており、意図的に隠しているものと考えられる(申立理由2)。
- ウ 開票作業に使用する(株)ムサシ製の分類機の保守のために同社の社員2名が派遣されているが、開票事務従事者ではないにもかかわらず票に直接接触れる等の不適切な行為が見られる。また分類機下に設置されたノート型パソコンについても、外部から集計結果を改ざんすることに使用されている可能性がある(申立理由3)。
- エ 開票作業終了後の選挙立会人による確認作業において、整理台への得票の並べ方が乱雑であり、市委員会による立会人の誘導がなく、全ての候補者の票束と得票数の確認が行われていない。また、立会人を決定する抽選に外れた候補者のために整理台上の投票用紙の束の撮影をしないことも不適切である(申立理由4)。
- オ 開票作業を自らで撮影した動画データ(以下「本件動画データ」という。)を確認すると、開票事

務従事者のうち、第1整理系の事務従事者が申立人の得票の束を着衣のポケットに入れる動作があり、第2点検係前のかごへ投票用紙の束を入れる場面がないことから、申立人の得票が抜き取られている（申立理由5）。

カ 分類機から最初の整理台上の申立人の得票を入れるかごに投入された票は、概ね100票の束が7束であることから、その時点では申立人に700票程度の得票があり、概ね100票の束が抜き取られたとすると、最終得票数646票と整合する（申立理由6）。

(3) 市委員会の弁明を、提出された弁明書に基づき要約すると、次のとおりである。

ア 開票事務については、間違いのないように細心の注意を払い、特に正確性を重視して事務を行ったものであり、開票事務従事者に対して、市委員会事務局職員（書記）と共通認識を持って作業を行えるよう説明を十分に行った上で、開票事務を行った。

イ 申立理由1について、本件選挙における中間発表の開票率が、定数を同じくする前回、前々回と比べ低い理由として、計数機に紙詰まりが発生したことと、正確さを重視した結果計数に時間を要したことが挙げられる。また、最終の整理台に整列する得票は、候補者の当落を推し量る目安ともなる重要なものであるため、確定した票のみを並べることとしている。

ウ 申立理由2について、申立人が指摘する短辺の両方に候補者名を貼り付けたかごについては、かごの取り扱いに誤りがないよう、両方向からの作業が想定される整理台にのみ配置したものである。

エ 申立理由3について、(株)ムサシの職員は分類機の保守のために派遣された職員であり、令和3年10月執行の衆議院議員総選挙においては、亀岡市を含む府下10市に職員を派遣していることを確認した。

また、分類機下に設置されたノート型パソコンは、分類機の作業を管理することに使用するものであり、集計作業とは関係がなく、インターネットにも接続していない。

オ 申立理由4について、選挙立会人の票の確認については、随時疑問票を回付した上で、最後に全ての票を整理台に整列させ、選挙長及び選挙立会人に候補者ごとの得票数の説明と全体的な無効票の説明を行った。選挙長及び選挙立会人からは、開票内容及び結果について異議はなく、選挙録への署名を得ている。

カ 申立理由5について、申立人が提出した動画データのうち、申立人が票の抜き取りがあったと主張する箇所については、第1整理係から第2点検係へ票を回付するために票を移動している様子であり、票が抜き取られたという事実はない。

キ 申立理由6について、当委員会から送付された

投票用紙は、常時施錠される場所に厳重に保管し、最終の投票数と未使用の票数は整合した。

ク アからキまでにより、申立人の主張に理由はなく、市委員会が行った原決定に誤りはない。

2 当委員会の判断

当委員会が、上記1(1)において認定した事実、上記1(2)の申立人の主張、上記1(3)の市委員会の弁明及びその後の審理関係人への質問を基に審理した結果は、次のとおりである。

(1) 申立理由1について

申立人は、開票作業が過去の選挙より遅く、22時及び22時30分時点の中間発表において全候補者の得票数がそれぞれ0票、100票と発表されたことは極めて不自然である旨を主張している。

本件選挙の開票中間発表は、22時以降30分おきに速やかに発表を行うことが予定されていたが、本件選挙の候補者が過去2回の選挙と比べて増加していたこと（本件選挙の候補者数：32人、前回選挙の候補者数：28人、前々回選挙の候補者数：27人）、また、開票作業中の計数機に紙詰まりが発生していたことなどの事情により、1回目及び2回目の中間発表時刻である22時時点及び22時30分時点において未計数の候補者やほとんど集計が進んでいない候補者がいたものと認められる。

この点、発表される全候補者の得票数は、会場発表や報道発表等により候補者や選挙人に広く周知される情報であって、当該発表数値により当落の結果について予断を与えるおそれがある情報であり、市委員会においては、その発表する数値については正確かつ慎重を期す必要があるものであると判断し、1回目及び2回目の中間発表の時点においては、その時点で確定していた各候補者の得票数のうち最も得票数の少ない候補者の得票数（100票単位）を基準として横並びで発表していたものであった。その結果、1回目の中間発表は未計数の候補者がいたため、全ての候補者の得票数が0票と発表され、第2回目も同趣旨から全ての候補者の得票数が100票と発表されたものと認められる。

また、23時時点の3回目の最終中間発表においては、集計が進み、各候補者が、それぞれの確定した得票数により、22時30分時点の100票に加えて500票束を2つ確定した者、500票束を1つ確定した者及び追加で確定した得票が500票未満であった者の概ね3つの集団に分類できるようになったことから、その時点で得票数が1,100票以上の候補者（17人。以下「第1グループ」という。）については、その得票数を1,100票として、得票数が600票以上1,100票未満の候補者（8人。以下「第2グループ」という。）については、その得票数を600票として、得票数が600票未満の候補者（7人）については、その得票数を500票（2人）、400票（1人）、300票（1人）、200票（1人）、100票（2人）として発表した。このため、第1グループ及び第2グループの各候補

者については23時時点において計数が終了していた得票のうち発表が留保されていたものがあり、この時点の未発表分の得票数の多寡が、開票終了した際の各候補者の得票数の多寡（いわゆる伸び率）に関係しており、未発表分の得票数が少ない候補者は、他の候補者と比べて票の上積みが少なく、得票数の伸びが小さくなったものと考えられる。

以上のことから、本件選挙における開票中間発表の考え方は合理的であり、また、数値に不自然な点はなく、開票作業は適切に行われていたことが認められる一方、申立人の示すデータは、過去の選挙における中間発表との比較等を列挙したものに過ぎず、本件選挙の開票作業における不正を具体的に示すものではないため、申立人が主張する申立理由1に理由はない。

(2) 申立理由2について

申立人は、本件選挙の開票作業において得票を入れるかごの両側に候補者名を示す札をつけ、観覧人からかごの内容物を隠すことで、開票作業を不正に行っている旨を主張している。

本件選挙の開票作業において使用されたかごは4種類あり、①青色小かご（短辺の両側に候補者名を貼り付けたもの）、②青色小かご（短辺の片方に候補者名を貼り付けたもの）、③青色小かご（何も貼り付けていないもの）、④水色中かご（短辺の両側に候補者名を貼り付けたもの）であった。このうち、申立人が指摘しているのは短辺の両側に候補者名を貼り付けた①及び④である。

市委員会においては、開票作業に正確を期するため、使用箇所によって4種類のかごを使い分け、短辺の両側に候補者名を貼り付けたかごについては、かごを挟んだ両方向からの作業が想定される整理台に限り、かごの取り扱いにおける錯誤を防ぐことを目的に設置されたものである。

このため、本件選挙におけるかごの使用には明確な使い分けがあり、短辺の両側に候補者名を貼り付けたかごを、開票作業における錯誤を防ぐため、特定の箇所のみ設置することは、開票の正確性を期すための工夫として不自然なものではなく、開票作業を不正に行うために意図的に観覧人からかごの内容物を隠匿する目的で施されたものとは認められず、申立人が主張する申立理由2に理由はない。

(3) 申立理由3について

申立人は、市委員会からの要請に基づき、分類機の保守のために派遣された(株)ムサシ社員が、開票事務従事者と同様に票を扱う等の不適切な行為が見られ、また分類機下に設置されたノート型パソコンが外部からの集計結果の改ざんに使用されている旨を主張している。

申立人が主張するように(株)ムサシ社員が投票用紙に触れ、これを取り扱った事実は認められるが、これは、市委員会から要請された保守業務の中に同社製の分類機におけるトラブルの予防が含まれてい

たことから、分類機の紙詰まり等の発生を未然に防ぐ目的で、分類機の取り扱いに習熟した同社の社員が、事務従事者に対する実物を用いた説明や投票用紙の折れ等を伸ばして分類機にセットする作業の補助を保守業務として行っていたものと認められる。

なお、当該業務に当たり、投票用紙を取り扱うことについては、事前に市委員会の許可を得ており、同社製の分類機に関する保守作業以外で投票用紙を扱うことはなかった。

また、分類機下に設置されたパソコンは、分類機の作業を管理するためのものであり、票を読み取り、その記載内容によって各候補者のスタッカーに振り分ける作業を実行するためのアプリケーションのみがインストールされており、各候補者の得票の計数や記録を含むその他の機能は一切なかった。

開票会場で使用された2台の分類機とその管理用パソコンは、それぞれUSBケーブルによりローカルネットワークを構成しているのみであり、インターネット環境への接続はなかった。また、当該パソコンには、SIMカードが挿入されておらず、開票会場であるガレリアかめおかの無線ネットワークへの接続はできない環境下で使用されていたものであった。

このため、(株)ムサシ社員が票に触れたことにより直ちに票の抜き取りや改ざんがあったとは認められず、また、分類機下に設置されたパソコンによっても、計数や記録を改ざんすることは機能的にも不可能であると認められ、申立人が主張する申立理由3に理由はない。

(4) 申立理由4について

申立人は、開票作業終了後の選挙立会人による確認作業において整理台への得票の並べ方が乱雑であり、得票の並べ方が統一されていないこと、市委員会による立会人の誘導がないこと及び整理台上の投票用紙の束の撮影をしないことが不適切であることを主張している。

得票整理台への得票の並べ方については、2回目の開票中間発表の時点から得票整理台に得票を並べ始め、その時点では全ての候補者について100票束が1つ並べられた。その後、3回目の開票中間発表の時点においては、第1グループの各候補者については500票束を2つ追加で並べ、計1,100票の得票が並べられ、第2グループの各候補者については500票束を1つ追加で並べ、計600票の得票が並べられた。開票作業が終了する段階では、各候補者の得票数に応じて500票束、100束、100票未満の端数束を組み合わせて得票整理台に並べられた。票束を並べるに際しては、候補者ごとに一列に配置することとされていたが、得票数の多寡及び整理台のスペースの都合から必ずしも一列に配置されていなかった候補者もあった。

市委員会においては、予め立会人に対して、開票作業が完了した段階で得票整理台に集積された票に

接近して確認することが可能である旨を説明するとともに、全ての票が得票整理台に並べられた状態となった段階で、選挙長及び立会人に対して各候補者の得票数及び全体の無効票について説明を実施していた。

なお、全ての立会人に対し、各候補者の得票数及び全体の無効票について説明を行い、異議がないことを確認した上で、立会人9名全員が選挙録へ自署し、本件選挙に係る選挙録が作成され、選挙会は23時40分に閉会したものと認められる。

以上のことから、本件選挙における候補者ごとの得票用紙の束を得票整理台に並べる作業において、申立人が主張するように整列方法が乱雑であったか否かは断定できないものの、一定の規則で並べられていたものであり、同じ得票数の束であっても投票用紙の状態によって高さ等に差異は生じ得るものといえる。また、選挙長及び立会人に対するの説明も行われており、選挙録も適正に作成されており、他に開票作業において不適切な点があったと認められるような事由もないことから申立人が主張する申立理由4に理由はない。

(5) 申立理由5について

申立人は、本件動画データにおいて、第1整理係の事務従事者が申立人の得票の束を着衣のポケットに入れる動作があり、同じ係の事務従事者にこれを隠すような動きが見られることから、申立人の得票が抜き取られた旨を主張している。

申立人が提出した動画データにおいて、申立人の投票用紙の束を抜き取ったとする第1整理係の事務従事者は班長外5名の市職員によって組織されており、候補者分類係（分類機担当）から回付される候補者ごとに分類された投票用紙を受け取り、概ね100票の束に束ねて、第2点検係前に置かれた各候補者氏名が貼り付けられたかごに送る作業を機械的に反復するものであり、第2点検係以外の係へ票を移動することはなかった。

本件動画データに記録されている申立人の投票用紙の束を抜き取ったとする部分に映し出されていたのは、第1整理係の班長であり、当該班長（事務従事者）に当時の作業内容について事情聴取したところ、申立人の得票を抜き取り、ポケットに入れた行為は事実と異なっており、自身は公務に従事していただけであり、不正は一切行っていない旨の供述があった。

これらの点を踏まえ、本件動画データを確認したところ、確かに申立人が主張するように当該班長が第2点検係へ投票用紙を回付する際に、右手で浅田はるひ候補の票を、左手で申立人の票をそれぞれ持ち、体を一回転させながら、それぞれの候補者氏名が貼り付けられたかごに移動させる様子が確認できる。このとき当該班長の左手に持たれた申立人の票をかごに入れる際に、当該班長の背広の左裾が捲り上がった様子が映像に収められているが、当該班

長の左手が票の移動作業中に自身の背広の左裾にひっかかり、捲り上がったものと認めるのが相当であり、投票用紙を移動している様子として不自然な点はなく、申立人の票をポケットに入れ、投票用紙が抜き取られたとすることを認めることはできない。

また、本件選挙の投票用紙は、弁明書には当委員会から送付されたと記載があるが、実際には市委員会において調製され、その総数は74,100票であったが、この数値は選挙録に記録されている投票総数35,623票と、残票確認調書に記録されている未使用の投票用紙数38,477票との和と整合しており、仮に申立人が主張するような票の抜き取りが行われたとするならば、投票総数と未使用の投票用紙数の和は74,000票となるところであるが、これらの和は過不足なく74,100票を示していることから、投票用紙の抜き取りを疑う事情は認められない。なお、未使用の投票用紙については、亀岡市役所内の常時施錠される場所において適正に管理されていた。

さらに申立人が抜き取り行為を隠す動作であると主張している第1整理係の別の事務従事者の動きについては、班長以外の係員は1人あたり7名程度の候補者の投票用紙の処理を担当していたことから、当該事務従事者が担当する申立人の投票用紙を入れるかごの前や別の候補者の投票用紙を入れるかごの前で作業をすることについて、特に不自然な点は認められない。

以上のことから、第1整理係の事務従事者が共謀して申立人の得票を抜き取ったという事実は認められず、申立人が主張する申立理由5に理由はない。

(6) 申立理由6について

申立人は、第1整理係において申立人氏名が貼り付けられたかごに投入された票は概ね100票の束が7束であり、申立人には700票程度の得票があったと考えられ、そこから申立理由5のとおり申立人に係る概ね100票の束が抜き取られたとすると、申立人の最終得票数646票と整合するため、申立人の得票が抜き取られた旨を主張している。

(5)で述べたとおり、第1整理係においては、候補者分類係（分類機担当）から回付される候補者ごとに分類された投票用紙を概ね100票の束に束ねる作業を行っていたが、その際、どの候補者の投票用紙の束であるかを確認した上で、目視により100票程度になるように結束しているのみであり、正確に100票となるよう計数した上で束ねるものではなかった。したがって、1束が必ずしも100票であるというものではない。

また、第1整理係において扱われる投票用紙には、第2点検係以降で確認される混同票や疑問票等が含まれた状態であり、第1整理係においては、投票用紙の記載内容による選別や抽出は一切行われていなかった。

以上のことから、第1整理係において結束された票束が、申立人氏名が貼り付けられたかごに送ら

れ、その束が7束であったことをもって、直ちに申立人に700票程度の得票があったと推計することはできないことから、申立人が主張する申立理由6に理由はない。

以上の審理の結果、申立人が選挙無効の理由とする主張にはいずれも理由がなく採用することはできない。

よって、主文のとおり裁決する。

令和5年6月30日

京都府選挙管理委員会
委員長 坪 内 正 一

京都府選挙管理委員会告示第44号

令和5年4月9日執行の京都府議会議員一般選挙亀岡市選挙区における選挙の効力に関する異議の申出について、次のとおり決定した。

令和5年7月7日

京都府選挙管理委員会
委員長 坪 内 正 一

決 定 書

異議申出人

上記異議申出人から令和5年4月21日付けで提起された令和5年4月9日執行の京都府議会議員一般選挙亀岡市選挙区における選挙の効力に関する異議の申出について、当委員会は次のとおり決定する。

主 文

この異議の申出を棄却する。

異議の申出の要旨

異議申出人（以下「申出人」という。）は、令和5年4月9日執行の京都府議会議員一般選挙亀岡市選挙区（以下「本件選挙」という。）における選挙の効力を無効とする決定を求めるといものである。

その理由とするところを要約すれば、次のとおりである。

1 本件選挙における申出人の得票数である900票という数字はあり得ない数字であること。

また、開票作業において、申出人の担当である計算係から、大量の投票用紙の束が、疑問票整理係へと運搬されているが、申出人の得票と思われる票が大量に

疑問票整理係へと運搬されたこと、疑問票は1票ずつ確認されるべきものであるにもかかわらず、これらの票束が詳しく点検されていないこと、当該票が疑問票として立会人に回付されておらず、その後どこへ回付されたか不明であること。

2 自書式投票用紙読取分類機（以下「分類機」という）の下に置かれたノート型パソコンの画面上で、申出人のスタッカーが選択された状態になっており、また、申出人のスタッカーの表示位置が五十音順や立候補届出順とは異なる1番・2番が割り当てられていることから、データの改ざんや消去の操作が行われた可能性があること。

以上の理由1及び2より、本件選挙においては、公職選挙法（昭和25年法律第100号。以下「法」という。）第205条第1項に規定する選挙の結果に異動を及ぼす虞がある違反があったと言えるため、本件選挙は無効との決定を求めるものである。

その他、申出人は、亀岡市においては、過去から職員ぐるみで開票不正が行われていることから、本件選挙においても同様に不正があったとし、開票作業に関与した全職員への内部調査及び第三者機関による全体調査を求めるとともに、不正の温床となる、内容物が見えにくいかごの使用や、観覧人から作業の様子が見えにくい会場レイアウト等の開票事務の改善を求めている。また、本件選挙を所管する京都府選挙管理委員会が監視を行わないことも対応として不十分であるため、是正を求めている。

決定の理由

当委員会は、本件異議の申出を受理し、亀岡市選挙管理委員会（以下「市委員会」という。）に関係資料の提出を求め、開票事務従事者、分類機製造業者及び市委員会職員への質問を行い、あわせて申出人から提出された動画データ等の証拠物を検証し、慎重に審理を行った。

法第205条第1項の規定によれば、選挙の効力に関する異議の申出があった場合において、選挙の規定に違反することがあるときは、その規定違反が選挙の結果に異動を及ぼす虞がある場合に限り、選挙管理委員会は、その選挙を無効としなければならないとされる。

同項に規定する「選挙の規定に違反する」とは、「主として選挙管理の任にある機関が選挙の管理執行の手續に関する明文の規定に違反すること、又は直接そのような明文の規定がなくとも、選挙の管理執行の手續上、選挙法の基本理念たる選挙の自由公正の原則が著しく阻害されること」（昭和61年2月18日最高裁判所判決）と解されている。

また、「選挙の結果に異動を及ぼす虞がある場合」とは、「その違反がなかったならば、選挙の結果、すなわち候補者の当落に、現実には生じたところと異なった結果の生ずる可能性のある場合をいうものと解すべきである。」（昭和29年9月24日最高裁判所判決）とされている。

こうした観点から、当委員会が申出人の主張について

審理した結果は次のとおりである。

1 異議の申出の理由1について

申出人は、本件選挙における申出人の得票数である900票という数字はあり得ない数字であるとし、申出人の担当の計算係から大量の票束が疑問票整理係に運搬されていること、この票束が疑問票整理係において1票ずつ確認されていなかったこと、申出人のものと思われる大量の投票用紙の束が疑問票として扱われたにもかかわらず、その後疑問票として立会人に回付されておらず、どの係に送られたかも不明であることを主張する。

本件選挙における開票は、市委員会が作成した「京都府議会議員一般選挙事務要領」(以下「事務従事要領」という。)によれば、選挙長(市委員会委員長)、本部12人(総括(同事務局長)及び事務局(書記)を含む)、開披係(投票箱開披指定職員)23人、開票係14人、候補者分類係(分類機担当)8人、第1整理係6人、第2点検係9人、計算係18人、〔読取不能票〕候補者分類・点検係7人、第2整理係2人、疑問票整理係6人により行われた。このうち、開披係はその他の各係から選出された職員が兼務しており、開票事務従事者計82人の体制で実施された。また、開票係、第1整理係及び計算係の職員は第2点検係を兼務し、開票作業の進捗状況により第2点検係の事務に従事した。

なお、開票作業の流れとしては、概ね次のような処理が確認できる。

- ① 開披係では、投票箱が開錠され、投票用紙が開票作業用のケースに移されていた。
- ② 開票係では、投票用紙の裏表・天地の向きを揃えていた。
- ③ 候補者分類係(分類機担当)では、分類機を用いて投票用紙を候補者ごとに分類していた。
- ④ 第1整理係では、候補者ごとに分類された投票用紙を概ね100票単位で輪ゴムで結束していた。
- ⑤ 第2点検係では、2人1組で投票用紙に他の候補者との混同票がないかを点検していた。また、疑問票があれば、疑問票整理係へ送っていた。
- ⑥ 計算係では、2人1組で計数機を用いて投票用紙を100票単位にまとめ、第2整理係に送っていた。100票に満たない端数の投票用紙については、輪ゴムで結束の上、候補者ごとに疑問票整理係へ送っていた。
- ⑦ 〔読取不能票〕候補者分類・点検係では、候補者分類係(分類機担当)から送られてきた分類不能な投票用紙を識別した上で、疑問票整理係へ送っていた。
- ⑧ 第2整理係では、計算係で計算が終了した投票用紙の束を、開票管理者及び立会人の前に設けられた整理台に候補者別に積み上げて整理していた。
- ⑨ 疑問票整理係では、候補者分類係(分類機担当)から送られてきた白票、第2点検係・計算係・〔読取不能票〕候補者分類・点検係等から送られてきた疑問票・無効票等を識別・整理していた。

また、計算係から送られてきた有効票を計数機で計算したものに、疑問票のうち有効票と判定されたものを加え、整理台に送っていた。

以上からすると、申出人が指摘する申出人担当の計算係から運ばれた大量の票束については、計算係で計数機を使用して候補者ごとに100票単位で有効票の束を作り、第2整理係に回付していた際に生じた、100票に満たない端数の有効票を束ねて疑問票整理係へ回付していた投票用紙(⑥の作業)の束であるといえる。

また、申出人が指摘する疑問票として回付された票が、疑問票整理係において1枚ずつ確認されていない点については、これらの投票用紙は、疑問票整理係へ送られているものの、全てが当該候補者の有効票として取り扱われているものであり、疑問票整理係においては1枚ずつ確認してその効力を判定する類のものではなく、送付された投票用紙が全て同一候補者のものであり、別の候補者のものが混同していないかを確認するものであって、短時間で作業を行い得るものである。

申出人が指摘する疑問票を立会人が確認しておらず、送付先が不明であることについても、当該投票用紙は全て疑問票ではなく有効票であるため、選挙長及び立会人へ回付されることはなく、別途、候補者ごとに、疑問票整理係に設置された計数機を用いて計数された上で、開票管理者及び立会人の前に設けられた整理台に候補者別に積み上げられていた。

以上のことから、申出人が指摘する一連の開票作業の流れは、全て「事務従事要領」に則った処理と矛盾するところはなく、申出人が提出した動画データにおける事務従事者の行動はむしろ「事務従事要領」と整合性を確認できるものである。また、申出人があり得ない数字であるとする、900票ちょうどの得票数についても、上記の作業を適正に行った結果得られた客観的な数値であり、何ら疑義のあるものではない。

したがって、申出人の当該主張には理由はない。

2 異議の申出の理由2について

申出人は、分類機下に設置されたノート型パソコンの画面上において、申出人の分類機スタッカーのみが選択された状態になっており、また、申出人のスタッカーの表示位置が、五十音順や立候補届出順のいずれでもない1番・2番を割り当てられていることから、集計データの改ざんや消去が行われた可能性があることを主張する。

当委員会は、当該分類機の製造業者であり、開票会場における分類機の保守業務に従事した(株)ムサン及び市委員会に対し、申出人が主張する疑義に対する説明を求めた。その概要は以下のとおりである。

(1) 申出人の分類機スタッカーが選択された状態になっていた理由及びその結果なされた操作

申出人が指摘する画面は、分類機を管理するノート型パソコンにおいて、票を読み取り、その記載内容によって候補者ごとに「スタッカー」と呼ばれる容器に振り分ける作業を行うためのプログラムが実

行されている状態であるが、当該プログラムは起動されると、初期設定の状態では画面上の「スタッカー1・2」が選択されるようになっていたものである。画面上のスタッカーが選択されている状態であっても、票の読み取り及び振り分けの機能に何ら効果を及ぼすものではない。

(2) 申出人の分類機スタッカーが1番・2番を割り当てられていた理由

当該分類機は、左側に5個、右側に8個の計13個のスタッカーが縦2列に配置されたものであり、システム上、左側のスタッカーには上から順に1から4までの番号と「リジェクト（折れ等で正常に分類できなかった票）」、右側には5から12までの番号がスタッカー名として割り当てられていた。本件選挙の開票作業に当たり、市委員会は当該選挙の立候補者5名を、立候補届出順に右上から、1候補者あたり2個のスタッカーを割り当てるよう、(株)ムサシに設定を依頼した。この際、白票及び識別不能票については、右下の11番及び12番のスタッカーをそれぞれ割り当てた。結果として、本件選挙の候補者のうち立候補届出順が1番目の候補者に5番及び6番が、2番目の候補者に7番及び8番が、3番目の候補者に9番及び10番のスタッカーがそれぞれ割り当てられ、4番目の候補者であった申出人に対し、結果として1番及び2番のスタッカーが割り当てられることとなった。

(3) 集計データを改ざんする行為の可否

分類機下に設置されたパソコンは、分類機の作業を管理するためのものであり、票を読み取り、その記載内容によって各候補者にスタッカーを振り分ける作業を実行するためのアプリケーションのみがインストールされており、得票の計数や記録をすることを含むその他の機能は一切ない。

開票会場で使用された2台の分類機とその管理用のノート型パソコンは、それぞれUSBケーブルによりローカルネットワークを構成しているのみであり、インターネット環境への接続はなかった。また、当該パソコンには、SIMカードが挿入されておらず、また、開票会場であるギャラリーかめおかの無線ネットワークへの接続もできない環境下で使用されていたものであった。

以上(1)から(3)までのとおり、申出人が主張するスタッカーの割り当てについては、合理的な理由で割り当てられており、また、分類機下に設置されたノート型パソコンを用いて集計結果を改ざんや消去することは機能的に不可能であり、申出人の主張に理由はない。

その他、申出人は、平成27年、同31年、令和5年の亀岡市議会議員一般選挙及び平成31年の京都府議会議員一般選挙において、申出人の票が抜き取りされた疑惑があることから、亀岡市では過去から職員ぐるみの開票不正が行われており、本件選挙においても同様に開票作業が不正に行われた疑惑があるとし、開票調査に関与した全職員への内部調査及び第三者委員会によ

る全体調査並びに開票事務の改善を求めるとともに、本件選挙を所管する当委員会が開票作業の監視を行わないことは、対応として不十分であり、是正を求めると主張する。

しかしながら、過去の選挙の開票作業における不正の有無は本件選挙の効力に何ら影響を及ぼすものではなく、その主張を裏付けるだけの具体性や客観性を有する証拠についても示されていない。

なお、当委員会は、当該選挙区を所管する南丹地方事務局長の書記を投票所・開票所監視員として選任し、開票作業が適正に実施されていることを視察しているため、当委員会が監視を怠ったとする主張は事実と異なる。

以上の審理の結果、申出人が選挙無効の理由とする主張にはいずれも理由がなく採用することはできない。

よって、当委員会は本文のとおり決定する。

令和5年6月30日

京都府選挙管理委員会
委員長 坪内 正一

監 査 委 員

5年監査公表第6号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第9項の規定により、令和4年度に京都府監査基準に準拠し、執行した監査の結果（令和5年5月31日監査委員会議決定分）を次のとおり公表する。

令和5年7月7日

京都府監査委員 四方 源太郎
同 田 中 美貴子
同 森 敏 行
同 橋 本 幸 三

1 監査の種類、実施方法等

(1) 種類、対象

① 財務監査

令和3年度分（一部監査日までの現年度分を含む。）の財務に関する事務の執行及び経営に関する事業の管理

② 工事監査

令和3年度に完成した重要構造物、防災、耐震化・長寿命化等の大規模工事から選定した箇所における工事に関する事務の執行

③ 行政監査

令和3年度分（一部監査日までの現年度分を含む。）の事務の執行

- ④ 財政的援助団体等監査
京都府が次のアからウまでのとおり、財政的援助を与えているもの出納その他当該財政的援助に係る事務の執行
- ア 出資団体（資本金、基本金等の4分の1以上を出資している団体）
- イ 公の施設の指定管理者
- ウ 補助金等交付団体（補助金、交付金、負担金、貸付金等の財政的援助を与えている団体）

(2) 実施方法

監査委員が監査対象機関等に対し、関係書類や事務事業の実態を調査し、併せて関係者と意見交換する「実地監査」及び監査委員事務局職員による事前調査の結果に基づき審査を行う「書面監査」により実施する。

(3) 実施方針

①～⑤の実施方針に基づき、4項目について重点的に実施する。

- ① 合规性・正確性の確保
- ② 共通の課題・3E（経済性・効率性・有効性）の観点の重視
- ③ 内部統制制度を踏まえた監査
- ④ 機動力と効率性の高い監査実務の執行
- ⑤ 監査結果の実効性の確保

<重点項目>

- ア コロナ感染防止対策として購入等した物品・設備の活用状況
- イ コロナ禍に対応して取り組まれたWEB発信事業の効果検証（WEB開催のイベント、HPの改良等）
- ウ 府有施設の建築基準法に基づく法定点検状況
- エ 公用携帯電話の有効活用

2 監査の実施状況

京都府監査実施要領及び令和4年度監査計画に基づき、令和4年9月から令和5年3月にかけて、次のとおり実施した。（既報告分を除く。）

- ・ 知事部局3箇所、教育委員会4箇所、警察本部3箇所の計10箇所

また、本庁分の会計事務に係る月例点検（令和5年3月）を実施した。

なお、実施機関名等、実地監査日等の詳細は、別表のとおりである。

3 監査の結果

(1) 監査結果の概要

令和5年3月28日の監査委員会議において、指摘事項4件、要望事項2件、合計6件を、次のとおり決定した。

- ・ 指摘事項
収入関係2件（不適切な債権管理）
補助金関係1件（補助金の過大交付）
契約関係1件（見積書の金額の訂正）
- ・ 要望事項
制度改善1件（補助金の仕入税額に係る取扱い

の統一）
業務改善1件（ETCマイレージサービス登録等の注意喚起）

(注) 監査結果の区分は、次のとおりである。

「指摘」とは、次のいずれかに該当すると認められる事項で、是正又は改善を求めるもの

- ① 法令等に違反していると認められる事項
- ② 損害が生じていると認められる事項
- ③ 事務の執行が適正を欠くと認められる事項
- ④ 前回の指摘事項等について適切な措置がされていないと認められる事項

「要望」とは、次のいずれかに該当する事項で、改善の要望を行うもの

- ① 経済性、効率性又は有効性の観点から改善が必要であると認められる事項
- ② 事務の執行について、改善が必要であると認められる事項

(2) 指摘事項の内容

内容等		監査対象機関
収入	生活保護費返還金に係る債権管理が不適切なもの	南丹保健所
	生活保護費返還金に係る債権管理が不適切なもの	丹後保健所
補助金	補助金を過大交付していたもの	中丹広域振興局（綾部）
契約	見積書の金額を訂正し採用決定していたもの	京都高等技術専門校

なお、上記より程度が軽微なもののうち、特に文書による指導が望ましいものとして4件を注意とした。

(3) 要望事項の内容

事項	内容	監査対象機関
補助金に係る消費税仕入の取扱いの統一	補助事業において、補助事業者に購入経費（仕入）を補助した場合、当該経費を補助金で賄いながら、経費に係る消費税額が仕入税額控除されることは、実質的な重複支給になる。 国庫補助金では、要綱等に仕入税額控除報告書の提出と控除分の返還について明示されているが、単費補助金の中には定めのないものがあり、取扱いの公平性に欠けるため、府においても補助金等の交付に関する規則に規定するなど、全庁的に一律の取扱いとするよう努められたい。	政策法務課
公用車に係るETCマ	本府における高速道路利用料金は年々増加傾向にあるが、一部の所属を	財政課

イレージサービスの登録等の注意喚起	除きETCマイレージサービスが登録されておらず、実質的な割引サービスが利用できていない事例が多い。 会計検査院が国に対し、実質的な割引サービスを利用していないことについて指摘・改善を求めていることから、本府においても、経費節減のため、通知等により全庁的な登録等を注意喚起されたい。
-------------------	---

(別表)

実施機関名等	実地監査日	事務局調査日
京都西府税事務所	令和5年3月17日	令和5年2月10日
病虫害防除所	令和5年3月14日	令和5年2月2日
農林水産技術センター (農林センター・森林技術センター)	令和5年3月14日	令和5年2月2日
山城教育局	令和5年3月3日	令和4年11月24日
府立綾部高等学校	令和5年3月9日	令和4年9月12日
府立東舞鶴高等学校	令和5年3月9日	令和4年9月21日
府立工業高等学校	\	令和5年3月6日
下鴨警察署		令和5年3月2日
向日町警察署		令和5年3月2日
田辺警察署		令和5年3月2日
会計事務月例点検 (本庁分)		令和5年3月27日

4 令和4年度監査の全体概要

(1) 実施状況

令和4年度の監査は、前年度に引き続き、新型コロナウイルス感染症の感染拡大状況に応じた機動的・効率的な監査の実施に努め、定期監査は本府の全287機関について、また、財政的援助団体等監査は令和4年度選定の25団体について、計画どおり実施した。

第1表：実施機関数及び実施結果の状況

区分	実施機関（箇所）			実施結果（件）			
	本庁	地域機関	指摘	要望	計		
定期監査	知事部局	172 (171)	98 (98)	74 (73)	19 (5)	4 (36)	23 (36)
	教育庁	81 (83)	14 (14)	67 (69)	8 (6)	0 (1)	8 (7)
	警察本部	26 (25)	1 (1)	25 (24)	1 (1)	0 (0)	1 (1)
	行政委員会等	8 (8)	7 (7)	1 (1)	0 (0)	0 (1)	0 (1)
	計	287 (287)	120 (120)	167 (167)	28 (38)	4 (7)	32 (45)

財政的援助団体等監査	25 (25)	出資10(13)、指 定管理8(6)、 補助金7(6)	0 (1)	0 (2)	0 (3)	
合計	312 (312)	-	-	28 (39)	4 (9)	32 (48)

※ () 内は令和3年度の合計件数

※ 令和3年度財政的援助団体等の実施結果には、団体の所管課への指摘件数を含む。

第2表：実施率の状況

	当初計画 A	実績 B	実施率 B/A%	<参考> 3年度
定期監査全体	(全機関) 286	287	100%	100%
うち委員審査	177	177	100%	100%
本庁	120	120	100%	100%
地域機関	57	57	100%	100%
広域振興局	28	28	100%	100%
広域振興局以外	29	29	100%	100%
うち北中部	12	12	100%	100%
うち現地事務局調査	193	193	100%	100%
本庁	120	120	100%	100%
地域機関	73	73	100%	100%
広域振興局	28	28	100%	100%
広域振興局以外	45	45	100%	100%
うち北中部	17	17	100%	100%
うち書面事務局調査	93	94	100%	100%
財政的援助団体等監査	25	25	100%	100%
うち委員審査	3	3	100%	100%

(2) 実施結果の主な内訳

ア 主な項目別内容

令和4年度は、指摘28件、要望4件の合計32件であった。

指摘の主な内訳は、「収入」や「支出」関連、次いで「契約」であり、具体的には、収入では、年度区分誤り(4件)、収入手続不備(4件)となっており、支出では、誤払・未払(4件)、職員手当の誤支給(3件)、契約では、予定価格調書不備(2件)等であった。

また、要望のうち3件は、3Eの観点から業務改善を求めるもので、自動車税等に係る領収確認書の送付廃止、個人事業税納付書の送付方法の見

直し及び公用車に係るETCマイレージサービス登録等の注意喚起である。

制度改正を求めるものは、府単費補助金に係る消費税仕入税額控除の取扱いの統一の1件である。

第3表：指摘及び要望の内訳

区 分	合計 (件)	構成比	主な内容等
指摘	28	100%	
収入	10	36%	年度区分誤り、収入手続不備
支出	9	32%	誤払・未払、手当誤支給等
補助金	1	4%	過大交付
契約	4	14%	予定価格調書不備等
財産	2	7%	使用料誤徴収
その他	2	7%	有料イラストの無断使用等
要望	4	-	業務改善(3E)、制度改正
計	32	-	

※ 昨年度比66.7%(令和3年度は48件(指摘39件、要望9件))

イ 観点別内容

指摘については、いずれも合規性・正確性違反に関するものであった。数としては、昨年度(39件)と比べ11件、28%減少しているが、依然として職員のケアレスミスや認識不足、確認不足による軽微なミスが全体の8割を占めるものであることから、チェック体制の強化や会計事務に関する知識の向上が求められる。

なお、各所属においてリスクを想定した具体的な取組により自己治癒した事例も見受けられるなど内部統制制度の効果も一定確認された。

要望については、3Eの観点から、事業の効率的な実施に向け業務改善を求めるものや制度の改正を求めるものであった。

第3表-2：観点別割合

監査の観点	合計 (件)	構成比
合規性、正確性	28	100%
軽微なミス	23	82%
ケアレスミス(単純なミス)	8	29%
認識が不足していたもの	11	39%
確認が不足していたもの	4	14%
その他	5	18%

要望	独自運用等の不適切対応	4	14%
	本人(職員)申告漏れにより検出・修正が遅延したもの	1	4%
	3E(経済性、効率性、有効性)等	4	100%
	業務改善(3E)	3	75%
	制度改正	1	25%

ウ 工事監査の結果

主要工事10箇所について当初計画どおり工事監査を実施するとともに、定期監査での実施も含め計273箇所の工事及び工事に関連する委託業務147件について抽出調査した。

技術的見地による確認では、指摘事項は検出されなかったが、高所作業でのヘルメット未着用といった基本的な事項や軽微な不備が検出されており、事故防止や安全管理についての周知徹底が求められる。

第4表：工事監査の結果(大規模工事)

工事名	分類	監査結果
1 重要文化財京都府庁旧本館トイレ改修工事	重要構造物	特に問題なし
2 府立田辺高等学校教室棟長寿命化(大規模)改修工事(建築工事)		
3 郷ノ口余部線(宇津根橋)大規模更新工事ほか		
4 令和2年度災害関連緊急治山事業設計第1号	防災	
5 桂川右岸流域下水道洛西浄化センター建設工事(呑龍ポンプ場機械設備)		
6 鴨川広域河川改修(経対・防安)工事		
7 国道173号平成30年発生土木災害復旧工事(7089)他	耐震・長寿命化	
8 桃ヶ谷川通常砂防(防災安全)工事		
9 国宝本願寺阿弥陀堂ほか3棟保存修理工事(阿弥陀堂漆工事)		
10 京都宇治線(宇治橋)橋りょう耐震化対策推進工事		

※ 大規模工事 1箇所の事業費が概ね1億円以上、かつ1工事の請負額が概ね5千万円以上

また、事務処理の適正性では、指摘事項は検出されなかったものの、元下指針や工事請負契約における設計変更ガイドライン(案)の遵守状況において、記載内容が不十分など軽微な不備が検出されており、制度遵守についての一層の徹底が求められる。

なお、近年、設計や施工管理を外部委託するケースが増加しており、変更契約などの事務手続に疑義があるケースも見られるため、工事契約とあわせ、委託契約についても事務処理の適正性の確認が求められる。

第5表：工事監査の結果（その他工事）

単位：箇所

区 分	内 訳	箇所数	監査結果
土木工事	道路87、河川41、その他74	202	特に問題なし
設備工事	水道8、下水道4、その他7	19	
建築工事	新設2、建物改修40	42	
工 事 小 計		263	
委託業務	設計委託56、管理委託15、付随工事25、その他51	147	特に問題なし
工事+委託業務 合計		410	

(3) 重点項目のまとめ

令和4年度監査計画に掲げた4つの重点項目についての監査結果は、以下のとおりであった。

ア コロナ感染防止対策として購入等した物品・設備の活用状況

令和3年度において、コロナ禍での効率的な業務遂行又は府民・職員等の感染防止対策を目的として購入等した物品・設備の活用状況や事務処理の適正性について、全機関のうち府立学校を除いた230機関を対象に調査した。

① 購入状況及び活用状況

令和3年度は、コロナ禍2年目であったことから、既に取り組みされている感染防止対策を更に効果的なものとするために、追加で配備されたものが多かった。

特にWeb会議用機器では、非接触で会議を行うための「緊急対応」から「より便利で効果的な会議の開催」を目的とした機種の変更に変化したことで、より効果的・効率的な業務遂行に効果が認められた。

なお、現物確認をしたが、購入手続についての瑕疵は認められなかった。

第6表：主な購入物品等

購入目的	品 目	数量	所属数	主な活用方法
業務の効率的な遂行	カメラ	15台	12所属	Web会議、他施設職員との打合せ、府民向け講座の発信等
	マイク・スピーカー	20個	14所属	
	ヘッドセット	37個	10所属	
	タブレット	19台	2所属	
府民・職員の感染防止対策	非接触サーマルカメラ	28台	8所属	来庁者等の体温測定
	CO ₂ センサー	33台	12所属	事務所等でのCO ₂ 管理
	サーキュレーター	25台	10所属	事務所等での空流管理

② 効率的・効果的な業務の遂行

WITHコロナにおける効率的な業務の遂行のため、Web会議の実施に取り組んでいるが、その効果として開催コストの削減があり、例えば旅費及び時間の削減などにより、遠方からの講師の招聘が容易となった。

第7表：開催コストの削減事例（想定）

業 務	Web化による効果	金額等
会議のWeb化・学術経験者等8名参加（北海道、東京等在住）	旅費の削減	約15万円
定期的打合せのWeb化・学術経験者年9回（東京在住）	旅費の削減	約3万円×9回=約27万円
	時間の削減	約8時間×9回=約72時間

Web会議用機器は、Web会議以外にも、多忙な保健所職員や他施設の職員等、対面では難しかった打合せの実現や、府外からの参加者の増加などに効果的に活用された。

Web会議には、日程調整の容易さや開催コストの削減などの利点があり、業務改善にもつながっている。この間、所属間での成功事例の共有やLAN線の確保などにより利用が急速に進み、現在は安定した運営がされている。その一方で、対面会議にもコミュニケーションがより高まるなどの利点がある。

今後は新しい技術を取り入れつつ、対面会議（ハイブリッドを含む。）との使い分けをしながらWeb会議を活用し、業務の効率化を促すことが期待される。

府民・職員のための感染対策では、購入物品を活用し様々な取組が行われた。非接触サーマルカメラは主に玄関に設置し、施設の状況に応じてセルフ検温や窓口での検温に使用された。CO₂センサーは執務室や会議室、打ち合わせスペースなどでの換気を実施する目安とし、府民が多く集まるスペースでは、2時間ごとにCO₂濃度を測定し記録しているところもあった。サーキュレーターは主に執務室内で使用され、産業医の助言に従い空気を出入口に向かって流すように設置するなど、いずれも十分な感染防止対策の遂行のため活用されていた。

③ まとめ

当初、コロナ禍の中、対面での会議等の緊急的な代用として導入されたWeb会議等について、令和3年度には対面と同等の効果を得るためカメラ、スピーカー等の周辺機器が整備された。それにより、Web会議等は急速に普及し、開催コストの削減にとどまらず、業務改善やコロナ禍の中での他部所との協議等の有用な手段の一つとして活用されている。

今後は、対面での会議等と使い分けをしながら、コミュニケーションツールとしてWeb会議を利用するだけでなく、チャットや情報共有のツールなど新しい技術を取り入れることで、

業務の飛躍的な効率化が期待される。
イ コロナ禍に対応して取り組まれたWEB発信事業の効果検証

(WEB開催のイベント、HPの改良等)

府のコロナ禍で取り組まれたWeb発信事業のうち、令和3年度に監査を実施した対面開催からWeb開催に実施方法を変更して取り組まれた大規模イベント12事業、それ以外で令和3年度に実施されたWeb発信事業9事業を抽出し、その事業効果や事務処理の適正性について調査した。

① イベント等の実施状況

イベントの内訳は、委託が7（プロポーザル5件、単独随意契約1件、見積合わせ1件）、実行委員会への補助等が14件で、全ての事業でコロナ禍での前年度開催実績を踏まえるなど、Web開催を視野に入れた事業設計が行われていた。

なお、イベントはコロナの感染状況に応じ、17事業がWeb開催（9事業）又は対面・Webの同時開催（8事業）とした一方、イベントの種別によっては、交流を目的としWeb開催に適さないとの考えから、開催内容を縮小し参加人数を制限した上で対面開催を行っている事例や、代替事業を実施している事例があった。

第8表：イベント等の実施状況

イベントの種別	監査対象事業			開催方法（内訳）						
	大型イベント	Web発信事業	計	Web	対面+Web			対面	代替事業	
					同時配信	録画配信	両方			
講演・イベント・研究会	2	3	5	3	1		1	2		
ステージイベント・ブース出展	7	2	9	3		1	3	4		2
伝統芸能公演	0	1	1	1				0		
交流会・体験型ワークショップ	2	0	2					0	1	1
体験・ビジネスマッチング	1	3	4	2	2			2		
計	12	9	21	9	3	1	4	8	1	3

成果指標の設定状況は、設定が10事業で、成果指標を設定していない事業も見受けられた一方、委託事業において仕様書に成果目標を明記している有用な事例がある。事業の方向性を明確にするためにも、数値指標を設定し、事業目的の達成状況を評価することが望まれる。

アンケート実施状況は、17事業が実施し、不実施のうち3事業ではSNSやチャットにより参加者等の声を収集していた。アンケート結果を概観すると、概ね参加者の満足度は高く、時間や場所にとらわれず参加できた、障害者等もWebを通じて現場

の雰囲気味わうことができた等、Web開催を評価する意見が大半である。

また、令和2年度に続きWeb開催とした事業では、前年度のコロナ禍での開催経験やアンケート結果を踏まえ、事業の見直し等に柔軟に対応しており、イベント等への参加人数や参加者の声等から、ほとんどの事業が目標を達成したとしている。見直しの例としては、開催周知方法を紙媒体からSNS広告に変更し、Web閲覧者数を4,000人から13,000人へ増加させ効果を上げた例や、業者選定時に、コロナ感染状況に応じてWeb開催と対面開催の両方に対応できる提案を依頼しているもの等があった。

② 事業効果

高齢者については、一般的にWeb配信に対するハードルが高いとも言われているが、例えば在宅治療中・施設入所中の高齢者などには有効な手段であるとの声もあり、そうした対面開催に参加しにくい方々でも参加しやすいWeb配信の導入が期待される。

参加者の意見・感想等の収集については、従来のアンケート実施方法以外にも、Web上のアンケート作成・管理ソフトウェアやSNS・チャットの活用等、Web発信の特性を活かした手法があり、事業内容に即した効果的な手法の活用が望まれる。さらに、オンライン販売においてはこれまで皆無に等しかった近畿圏外からの購入者の増加が見られるなど、Webを活用した新たな販売手段が有効であることが示されている。

Web発信に係る経費について、対面とWeb配信の同時開催、いわゆるハイブリッド開催が効果的と考えられる事業では、対面開催の規模を縮小し、会場使用料を抑制するといった効率的な企画運営を行うことにより、従来の予算の範囲内での実施が可能となった。

一方、従来の規模での対面開催に加えてWeb配信を同時開催している事業では、事業費総額は増加したが、様々な工夫によりWeb配信参加者の大幅な増加を実現したことから、参加者一人当たりのコストが対面のみ開催時の519円から同時開催時の262円へ低下した例があり、費用対効果の観点からは評価できる。

なお、Web発信に係る所要経費の積算等に関して、一部に改善の余地はあるものの、いずれの事業も適正に事務処理が行われていた。

第9表：経費節減の例

年度	開催方法	会場使用料関連費	総額
R 1	対面開催	1,202,420円	8,391,390円
R 3	対面+Web配信	387,100円	8,397,444円

③ まとめ

新型コロナウイルス感染症の感染拡大に伴い、大規模イベント等の開催に当たっては否応なしにWeb発信の手法を取り入れざるを得ない状況となったが、監査対象各事業ともに手探り状態の中で柔軟に対応し、コロナ禍の長期化に伴うWeb発信事業の継続に当たっても事業内容に応じた工夫が見られた。また、各事業のアンケート結果から、Web発信が従来よりも身近なツールとして受け入れられていることを読み取ることができたことから、コロナ禍で整備されたWeb発信に係る設備や培われたノウハウを今後とも有効活用していくことが期待される。

POSTコロナに向けての動きが加速し、コロナ対策も転換期を迎えようとしているが、今後も更なるWeb技術の進展等が予想されることから、Web発信事業の今後の展開については通常の定期監査において適宜確認することとする。

ウ 府有施設の建築基準法に基づく法定点検状況

令和3年度監査において、補修を要する施設が多数判明したことから、令和4年度監査では、このうち20機関44施設について、補修等の対応状況を調査するとともに、利用者の安心・安全を確保する観点から、府民利用施設37機関85施設の法定点検の実施状況及び事務処理の適正性について調査した。

① 法定点検の実施状況

全ての施設で、外部委託による法定点検が実施され、うち約8割が随意契約であった。また、法定点検の結果、補修を要すると判定された施設は51機関で、小規模補修は各機関が実施し、大規模補修は所管課が対応していた。

なお、法定点検に係る契約等の事務処理については、適正に行われていた。

第10表：用途区分別施設の監査結果

単位：機関

用途区分	対象機関		法定点検実施状況	点検結果		監査結果
	うちR3 監査実施	実施済		要補修	主な補修箇所	
府民利用施設	37	4	37	35	照明設備不良等	適正に 執行
福祉施設	6	6	6	6	照明設備不良等	
共同住宅	1	1	1	1	地盤不陸等	
事務所等	9	9	9	9	壁面損傷等	
計	53	20	53	51		

※ 建築基準法第6条及び施行令第16条による区分

② 府民利用施設の状況

府民利用施設は、文化教育施設や都市公園等様々な用途に利用されているが、今回調査した37機関では、約8割の施設が築後30年以上経過しており、今後、補修や更新が増加すると考えられる。

第11表：府民利用施設の築年数

	10年未満 (H23以降)	10年以上 20年未満 (H13～ H22)	20年以上 30年未満 (H3～ H12)	30年以上 50年未満 (S46～ H2)	50年以上 (S45 以前)
機関数 37	2 (5%)	0	6 (16%)	25 (68%)	4 (11%)

また、大規模補修が必要と判定された府民利用施設35機関のうち25機関では、既に中長期の補修計画が策定されるなど、施設の長寿命化に向けた取組が進められていた。

第12表：大規模補修が必要な府民利用施設の補修計画策定状況

	大規模補修が 必要	補修計画期間		
		1～2年	3～4年	5年以上
機関数 37	35	10 (29%)	6 (17%)	19 (54%)

③ まとめ

今回の調査では、法定点検の未実施機関はなく、法令上、不適切な施設は確認されなかったが、府民が多く利用する施設では老朽化が進んでいることから、点検の結果を踏まえた中長期的な計画に基づいて補修を進めるとともに、利用者の安心・安全を確保するため、引き続き、点検を適切に実施することが求められる。

今後は、補修の実施状況を、通常の定期監査において適時に調査していくこととする。

エ 公用携帯電話の有効活用

令和3年度監査において、全庁で903台の公用携帯電話を保有していることが明らかになったことから、令和4年度監査では、公用携帯電話の高額使用料（月額8千円／台以上）を支出している所属及び複数台を保有する所属を対象とし、行政目的に応じた使用状況及び費用の妥当性に着目して調査を行った。

① 使用状況

新型コロナウイルス感染症対応を除き、ほとんどの所属において、幹部職員や現場との連絡調整、業務特性に応じた連絡調整のために常時携帯する必要がある台数を精査の上契約しており、契約に係る事務処理についても適正に行われていた。

各所属においては使用目的に応じた配備がされており、使用目的は主に固定電話で対応できない出張時や勤務時間外の連絡用とするもので、その他には新型コロナ対策業務対応用やス

スマートフォン機能の活用等がある。
 なお、保管ルールは明文化されておらず慣習的であったが、紛失・水没等の事故はなかった。
 第13表：使用目的ごとの所属及び台数

目 的	出張・時間外の連絡		新型コロナ対応	
	所属	台数	所属	台数
本 庁	35	211	(1)	468
地域機関	48	391	(8)	53
合 計	83	602	(9)	521

※ 所属数の括弧書きは内数
 スマートフォン機能の活用では、通話以外の新たな活用方法として、機器の遠隔操縦機能を利用し、保管庫等の温度管理や、専用アプリをインストールしたドローン操縦への活用などが行われ、業務の省力化、効率化を図っている所属も見られた。

第14表：スマートフォン機能の活用例

活用事例	所属数	台数
機器の遠隔操縦（ドローンでは場整備状況を撮影）	1	1
機器の遠隔操縦（薬品保管庫の温度管理）	1	2
現場の撮影・映像送信（有害鳥獣捕獲時）	1	1
病害虫A I 診断・丸太計測等の農業用技術の開発	1	10

② 費用の妥当性
 経費削減に向けた取組では、経済性を重視し、5所属が契約の見直し等により経費の削減を実施していた。3G終了に合わせた契約台数や契約プランの見直しのほか、携帯会社の乗換えを行った所属もあった。

経費削減の事例としては、使用頻度の低い回線を解約するほか、複数台で使用量をシェアするプランへの変更、3Gサービス終了に伴うスマートフォンへの変更時に3社の見積もりによる競争の結果、料金を削減したものがあった。

第15表：料金削減の例

削減事由	所属数	台数	削減金額（月額）	
			金額	一台当たり
使用のない（頻度の低い）回線を解約	3	9	10,832円	1,203円
3Gサービス終了時に見積合わせ	1	12	12,073円	1,006円
シェアプランに変更し基本料金半額	1	5	4,650円	930円

※ 1年経過後に変更した所属が2、2～3箇月後に変更した所属が3

③ まとめ

今回の調査により、明らかとなったスマートフォン機能の活用については、他の所属にも応用できる事例があった。この他にも使用目的に応じて工夫をすれば新たな活用が可能と考えられ、各所属での鋭意応用が期待される。

経済的な観点からは、使用量・頻度、支払料金を毎月チェックするとともに、電話会社が提供するプランの変更についても目を配る必要があり、継続的な経費削減努力が求められる。この際、各プランで提供されるサービス内容も考慮すべきであり、各電話会社の比較検討も必要である。使用目的に応じた最適なサービスを廉価で享受できるように、日頃から調査し、契約プランを見直す努力が求められる。

5 監査委員による意見・要望

知事との意見交換（令和4年9月）、各広域振興局長との意見交換（令和4年10～11月）において、監査委員から表明した意見・要望について、その概要をまとめた。

いずれも昨年時点での意見・要望事項である。

○ 防災・減災対策の推進

頻発・激甚化する風水害に対する総合的な治水対策・土砂災害防止対策の推進とともに、新総合防災情報システムを活用した迅速・的確な情報提供や複数チャンネル化、危機管理センターの早期整備など、ハード・ソフト両面からの防災・減災対策を一層推進されたい。

○ 子育て環境日本一の推進

子育て環境日本一の実現に向け、新たな婚活や全国トップレベルの不妊治療の支援、市町村の子育てにやさしいモデル事業への支援、子育てを応援する企業等への支援など、オール京都での風土づくり、まちづくり、職場づくり等の取組を更に推進されたい。

○ 新型コロナウイルス感染症対策等

引き続きコロナ対策に万全の体制で臨んでいただくとともに、昨今の急激な原油・物価高騰が、府民生活に大きな影響を及ぼしており、生活困窮者やひとり親家庭、特に女性への影響は深刻で、生活支援、自立・就労支援へのきめ細かな対応をお願いしたい。
 また、ウクライナ情勢等の影響は京都経済にも出始めており、中小企業や観光関連産業、農林水産事業者等へも積極的な支援をお願いしたい。

○ 文化庁移転

文化庁移転に向けた機運醸成を更に図るとともに、移転のメリットを府内外で最大限に発揮するため、芸術分野・伝統産業分野での事業や旧本館の利活用も含めた各種振興策に積極的に取り組まされたい。

○ デジタル化の推進

府民の利便性の向上と行政の効率化を目指して、

情報セキュリティの強化やプライバシーの保護、さらにはデジタル弱者への配慮など十分な対策を図りながら、府政のDX化を着実に推進するとともに、府内の中小企業や農林水産業などへの導入を推進するため、積極的な支援に取り組まれない。

○ 脱炭素社会推進への取組

地球温暖化対策は即効薬がないとも言われていることから、若者への環境教育をはじめとする、地道で息の長い、幅広い取組をお願いしたい。

○ 令和3年度決算・内部統制制度

令和3年度一般会計決算は、前年度を上回る過去最大規模となり、府税の増収等、コロナ禍からの企業業績の回復がうかがえる一方で、社会保障関係経費の増加や府債残高が過去最高を更新するなど、引き続き厳しい財政運営が続く見通しであることから、行財政改革について不断の取組を行い、的確かつ安定した行財政運営に努められたい。

また、内部統制制度運用後2年が経過したところであるが、財務会計事務の適正化に向け、有効に機能するよう、引き続きしっかりと取り組まれない。

○ 各地域の振興について

(山城) 多様な地域特性を活かした産業の振興・自然災害に備えた社会基盤の整備の推進や、新名神の全線開通等によって飛躍的に高まる地域のポテンシャルを最大限に活かした「お茶の京都」「竹の里・乙訓」による地域づくり等の取組など、効果的な施策を推進していただきたい。

(南丹) 河川改修等の安心・安全な基盤づくりの推進や、大都市に近接した利便性や豊かな食、自然、歴史文化、京都スタジアムをはじめとする交流拠点等の集積など、地域の強みを活かした地域産業の一層の振興に向け、賑わいと活力のある京都丹波の実現に取り組んでいただきたい。

(中丹) 京阪神からのアクセスに恵まれた地域の特性を活かし、新産業の創出や特産品の生産力向上、次代を担う人材育成の対策など、地域に活力を与える取組の推進をはじめ、災害に強い安心・安全な社会基盤整備や、子どもにやさしい社会基盤づくりに積極的に取り組んでいただきたい。

(丹後) 恵まれた自然や豊かな食などの魅力あふれる地域の強みを活かした地域づくりと、これを支える担い手の確保・育成を通じた人づくりを推進され、活力ある産業づくりをはじめ、災害に強い安全な環境整備や、高齢者が元気に安心して住み続けられる地域づくりの実現に向け、引き続き取り組んでいただきたい。

6 監査の結果に係る措置状況

令和3年度の監査結果48件全てについて、措置状況の報告があり、いずれも適切に処理されていることを

確認するとともに、以下のとおり公表した。

公表日	内 容
令和4年4月1日 京都府公報第297号	指摘18件、要望2件
令和4年6月3日 京都府公報第314号	指摘6件、要望1件
令和4年10月7日 京都府公報第350号	指摘12件、要望5件
令和4年12月9日 京都府公報第368号	指摘3件、要望1件

7 住民監査請求及び府民簡易監査の状況

(1) 住民監査請求（地方自治法第242条）

令和4年度に、次のとおり計2件の請求があった。

件 名	結果	公表日
国葬儀への参列に際しての公金の支出の差止め請求	棄却	令和4年10月7日京都府公報第350号 令和4年10月14日京都府公報第352号
舞鶴漁港区域内の船舶係留に関する占用料の徴収及び過去の不当利得の返還請求	棄却	令和5年3月17日京都府公報第393号

(2) 府民簡易監査（京都府府民簡易監査規程）

令和4年度に計12件の申立てがあり、うち取下げが2件、調査済が10件である。